

一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、当社が設定する投資信託におけるデリバティブ取引等に係るリスク管理方法の概要を開示いたします。

当社が設定する投資信託におけるデリバティブ取引等*1に係るリスクは、一般社団法人投資信託協会が定める「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」に規定する VaR 方式*2 を用いて管理を行います。

*1： 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号）第 130 条第 1 項第 8 号に規定するデリバティブ取引等をいいます。

*2： VaR 方式

金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR 方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の 80%以内となるよう管理する方法。

以上